

2022 年 11 月 7 日

岡安商事株式会社  
代表取締役社長 杉本良隆  
大阪市中央区北浜 2-3-8  
金融先物取引業協会会員

### 弊社に対する金融先物取引業協会の処分について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

弊社は、先般、近畿財務局及び農林水産省、経済産業省より行政処分を受けておりますが、先般来弊社ホームページ等で予めお知らせ致しておりますとおり、当該内容に関連する事案につきまして、金融先物取引業協会より、同協会定款第 19 条第 1 項の規定に基づく処分及び同協会定款第 16 条に基づく勧告の通知を受けました。

同様の処分又は制裁、勧告を今後も他取引所等、弊社が所属している団体から受ける場合もございます。

本件に関連する事案に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

処分の内容につきましては下記の通りとなります。経営陣ならびに社員一同が一丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 処分内容

過怠金 1, 200 万円

2. 処分理由

(1) 金融商品取引法（以下「金商法」という。）違反

①法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求められたところ、以下の事実が認められました。

(2) 弊社は、関係会社への貸付を行うにあたり、自己資本規制比率の低下を回避するため、意図的に取引先等を迂回させて当該関係会社への貸付を行ったほか、その資金の一部を当社の劣後特約付借入の原資に充当させることにより、2010 年 8 月

30日から2022年2月28日までの間、自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる自己資本規制比率を算出し、金商法第46条の3第1項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第172条第1項に定める事業報告書に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で当局に提出していたほか、金商法第46条の4に基づく金商業府令第174条に定める説明書類及び金商法第46条の6第3項に定める自己資本規制比率を記載した書面に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で公衆の縦覧に供しておりました。

また、当該期間の一部において、自己資本規制比率が、金商法第46条の6第2項に定める120%を下回っておりました。さらに弊社は金商法第46条の6第1項に基づく金商業府令第179条第1項第1号に掲げる場合（自己資本規制比率が140%を下回った場合）の届出を行っておりませんでした。

- (3) 本件が発生した背景には、弊社経営陣において、法令に抵触しない形式にすれば良いと安易に考えるなど、法令遵守に関する認識が欠如していることが認められました。

### 3. その他

本処分と併せて、同日付で、同協会定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理態勢の充実、強化を徹底するよう勧告を受けました。

以上

◎お問い合わせ先（平日9:00-17:30）

岡安商事株式会社 本社管理部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461